

指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第20号)別表指定居宅介護支援介護給付費単位数表のホの退院・退所加算について

問1 退院・退所加算(Ⅰ)ロ、(Ⅱ)ロ、又は(Ⅲ)の算定要件であるカンファレンスについては、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実績上の留意事項について(平成12年老企第36号)第3の13(3)のその他の留意事項で、病院又は診療所である場合は、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第一医科診療報酬点数表の退院時共同指導料2の注3の要件を満たすものとされているが、同注3の「3者」とは、どのようにカウントすればよいか。

(回答)

退院時共同指導料2の注3の「3者」とは、以下の①から⑦のうち3者が参加したものととなります。

- ①在宅療養担当医療機関の保険医若しくは保健師、助産師、看護師、准看護師(以下「看護師等」という。)
- ②保険医である歯科医師若しくはその指示を受けた歯科衛生士
- ③保険薬局の保険薬剤師
- ④訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く。)
- ⑤理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士
- ⑥介護支援専門員
- ⑦相談支援専門員

よって、入院中の保険医療機関の保険医又は看護師等、介護支援専門員に加え、上記①から⑤、⑦のうちから2者が参加している場合は、注3の要件を満たすカンファレンスとなりますが、例えば、介護支援専門員に加え①から2者参加するカンファレンスは注3の要件を満たしません。

問2 入院中の保険医療機関の保険医が在宅療養担当医療機関の保険医である場合、退院時共同指導料2の注3の「3者」に含まれるのか。

(回答)

「3者」には、算定する保険医療機関の関係者を除くとされていますので、入院中の保険医療機関の保険医が在宅療養担当医療機関の保険医である場合は、退院時共同指導料2の注3の「3者」に含めることはできません。

<根拠法令等>

平20.4.5 全国保険医療団体連合会

問3 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員と訪問看護ステーションの看護師を兼ねている者がカンファレンスに参加した場合は、退院時共同指導料2の注3の「3者」のうち「2者」とカウントして問題ないか。

(回答)

御質問の事例の場合、主として従事する職種で1者としてください。

問4 退院・退所加算（Ⅰ）ロ、（Ⅱ）ロ、又は（Ⅲ）の算定要件であるカンファレンスについては、退院時共同指導料2の注3の要件を満たすものとされているが、病院等が退院時共同指導料2の注3の多機関共同指導加算を算定していない場合でも、注3の「3者」によるカンファレンスで情報提供を受けた場合は、退院・退所加算（Ⅰ）ロ等のカンファレンスの要件を満たすと解してよいか。

(回答)

老企第36号第3の13(3)①イには、退院時共同指導料2の注3の要件をみたすものとされていますので、病院等が多機関共同指導加算を算定していない場合でも注3の「3者」によるカンファレンスで情報提供を受けた場合は、退院・退所加算（Ⅰ）ロ等のカンファレンスの要件を満たすものと解します。

問5 老企第36号第3の13(3)④にカンファレンスに参加した場合は、(1)において別途定める様式ではなく、カンファレンスの日時、開催場所、出席者、内容の要点について居宅サービス計画等に記録し、利用者又は家族に提供した文書の写しを添付することとされているが、病院や施設等から利用者又は家族に文書等が提供されなかった場合は、提供されなかった旨を記録することでも算定要件を満たすと解してよいか。

(回答)

老企第36号第3の13(3)④には、利用者又はその家族に提供した文書の写しを添付することとされていますので、退院・退所加算（Ⅰ）ロ、（Ⅱ）ロ、又は（Ⅲ）を算定する場合は、病院等が発行した文書の写しが必要ですので、第5表（支援経過）に記録したのみでは算定要件を満たしません。

指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第20号)  
別表指定居宅介護支援介護給付費単位数表の二の入院時情報連携加算について

問1 入院時情報連携加算は、厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)第85号イの要件を満たすときは入院時情報連携加算(Ⅰ)を、同号ロの要件を満たすときは入院時情報連携加算(Ⅱ)を算定するとされているが、同号イ、ロに規定する入院してからは、入院当日を含むのか。

(回答)

入院当日を含みます。